# （６）給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の見方

**【所得】**
所得は、収入金額から必要経費に相当する額（所得税法別表に基づく）を差し引いて計算します。

| | |
|---|---|
| 給与所得（所得金額調整控除後） | 必要経費にかわるものとして、所得税法別表第五に基づき、収入金額に応じて控除額を計算します。給与収入額から給与所得控除額を引いた金額が給与所得です。 |
| 総所得金額① | 給与所得とその他の所得計を合算したものを表示。 |
| 主たる給与以外の合算所得区分 | 該当箇所に＊印を表示。 |

**【課税標準】**
税額計算の基礎となる額です。すべての所得を合算して所得割額を計算する「総合課税」と他の所得と区別して特別な方法で計算する「分離課税」の両方を記載しています。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 総合課税 | 総所得金額から所得控除合計額を差し引いた額を表示。(③＝①－②)（千円未満切捨） | 分離課税 | 山林所得 | 山林（立木）の伐採または譲渡による所得（５年以内は事業所得または雑所得） |
| | | | 分離短期譲渡 | 土地及び土地の上に存在する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得：譲渡した年の１月１日現在で５年以内保有 |
| | | | 分離長期譲渡 | 土地及び土地の上に存在する権利、建物、その他付属設備、建築物の譲渡による所得：譲渡した年の１月１日現在で５年超保有 |
| | | | 株式等の譲渡 | 株式等の有価証券の譲渡による所得 |
| | | | 上場株式等の配当等 | 分離課税を選択して申告された上場株式等に係る配当所得 |
| | | | 先物取引 | その決済が差金等決済である先物取引による雑所得 |

| 所得 | | |
|---|---|---|
| 給与収入 | | 3,280,000 |
| 給与所得（所得金額調整控除後） | | 2,216,000 |
| その他の所得計 | | 0 |
| 総所得金額① | | 2,216,000 |
| 主たる給与以外の合算所得区分 | 営業等・農業・不動産・利子・配当・給与・雑・課税特 | |

| 課税標準 | |
|---|---|
| 総所得③ | 1,354,000 |
| 山林所得 | 0 |
| 分離短期譲渡 | 0 |
| 分離長期譲渡 | 0 |
| 株式等の譲渡 | 0 |
| 上場株式等の配当等 | 0 |
| 先物取引 | 0 |

| 所得控除 | | | |
|---|---|---|---|
| 雑損 | 0 | 障・寡・ひ・勤 | 0 |
| 医療費 | 0 | 配偶者 | 0 |
| 社会保険料 | 400,863 | 配偶者特別 | 0 |
| 小規模企業共済 | 0 | 扶養 | 0 |
| 生命保険料 | 30,245 | 基礎 | 430,000 |
| 地震保険料 | 0 | 所得控除合計② | 861,108 |

| 扶養親族該当区分 | | | | | | | | | | 本人該当区分 | | | | | 寡婦 | 勤労学生 | 障害者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 控配 | 老配 | 特定 | 同老 | 老人 | 16歳未満 | その他 | 同障 | 特障 | 他障 | 未成年者 | 特障 | 他障 | 寡婦 | ひとり親 | | | |

（摘　要）

| 税額 | | | |
|---|---|---|---|
| 市 | 税額控除前所得割額④ | 81,240 | |
| | 税額控除額⑤ | 1,500 | |
| | 所得割額⑥ | 79,700 | |
| | 均等割額⑦ | 3,500 | |
| 県 | 税額控除前所得割額④ | 54,160 | |
| | 税額控除額⑤ | 1,000 | |
| | 所得割額⑥ | 53,100 | |
| | 均等割額⑦ | 2,000 | |
| 特別徴収税額⑧ | | 138,300 | |
| 控除不足分⑨ | | 0 | |
| 既充当額⑩ | | 0 | |
| 既納付額⑪ | | 0 | |
| 差引納付額（⑧－⑪－⑨、⑩） | | 138,300 | |
| 変更前税額⑫ | | 0 | |
| 増減額（⑧－⑫） | | 0 | |
| 変更月 | | 月 | |

| 納付額 | |
|---|---|
| 6月分 | 11,800 |
| 7月分 | 11,500 |
| 8月分 | 11,500 |
| 9月分 | 11,500 |
| 10月分 | 11,500 |
| 11月分 | 11,500 |
| 12月分 | 11,500 |
| 1月分 | 11,500 |
| 2月分 | 11,500 |
| 3月分 | 11,500 |
| 4月分 | 11,500 |
| 5月分 | 11,500 |

令和５年度　給与所得等に係る市民税・県民税
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

| 受給者番号 | 氏名 | 指定番号 |
|---|---|---|
| 46201 | 鹿児島　太郎 | 9700000000 |

| 住所 | 宛名番号 |
|---|---|
| 鹿児島県鹿児島市山下町 11 番１号 | 1 |

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定（変更）したので、地方税法第41条及び第321条の4（第321条の6）の規定によって通知します。
（審査請求）この通知書に記載された事項について不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
（取消しの訴え）行政事件訴訟法に基づくこの通知書による処分の取消しを求める訴えは、地方税法の規定により、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決が出ないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、その裁決を経ないでも提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、前記の審査請求に対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

○年○月○日
鹿児島市長　印

**【所得控除】**
所得控除は、下記の種類に対して一定の要件のもとに所得金額から差し引くものです。
所得控除合計②は所得控除の合計額を表示しています。
「扶養親族該当区分」・「本人該当区分」には、人的控除等の内訳を記載しています。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 控配 | | 控除対象配偶者（70 歳未満） | 1を表示 |
| 老配 | | 控除対象配偶者（70 歳以上） | 1を表示 |
| 扶養親族該当区分 | 特定 | 19 ～ 22 歳 | 人数を表示 |
| | 同老 | 同居老親等 | 人数を表示 |
| | 老人 | 70 歳以上 | 人数を表示 |
| | 16 歳未満 | | 人数を表示 |
| | その他 | 一般扶養（16 ～ 18 歳・23 ～ 69 歳） | 人数を表示 |
| | 同障 | 同居特別障害者 | 人数を表示 |
| | 特障 | 特別障害者 | 人数を表示 |
| | 他障 | 一般の障害者 | 人数を表示 |

| 本人該当区分 | | |
|---|---|---|
| 未成年者 | | ＊を表示 |
| 特障 | 特別障害者 | ＊を表示 |
| 他障 | 一般の障害者 | ＊を表示 |
| 寡婦 | | ＊を表示 |
| ひとり親 | | ＊を表示 |
| 勤労学生 | | ＊を表示 |
| 繰越損失 | | ＊を表示 |

**【摘要】**
市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除や、寄附金税額控除の適用がある場合には税額控除額を、控除不足額（⑨）がある場合には充当額や還付額をここに記載します。また、年度の途中で税額に変更があった場合は、変更理由を記載します。

**【税額】**

| | |
|---|---|
| 税額控除前所得割額④ | 課税総所得金額（総所得③）に税率（市民税６％・県民税４％）を乗じて計算 |
| 税額控除額⑤ | 調整控除、寄附金税額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、配当割額、または株式等譲渡所得割額の控除等の合計額 |
| 所得割額⑥ | 税額控除前所得割額④－税額控除額⑤ |
| 均等割額⑦ | 市民税 3,500 円　県民税 2,000 円 |
| 特別徴収税額⑧ | 所得割額⑥＋均等割額⑦ |
| 控除不足額⑨ | 所得割額⑥により控除できなかった配当割額または株式等譲渡所得割額の控除の額 |
| 既充当額⑩ | 控除不足額⑨のうち、特別徴収税額⑧に充当された額 |
| 既納付額⑪ | 既に納付されている額 |
| 変更前税額⑫ | 税額変更前の税額を表示 |